

国立病院の廃止・縮小・民営化に反対し、
地域医療と国立病院の充実を求める意見書

国立病院は、がん・脳卒中・心疾患などの高度医療の実施とともに、重症心身障害や筋ジストロフィー・神経難病、結核、災害医療、へき地医療など、民間では困難な分野を担い、地域医療においても重要な役割を果たしている。

政府は、国立高度専門医療センター（がんセンターなど6施設8病院）を2010年度に非公務員型独立行政法人化することを閣議決定し、08年度で中期計画が終了する国立病院機構（146病院）についても09年度より非公務員化することを検討している。さらに、07年末に、国立病院を含む全ての独立行政法人を廃止・民営化・民間委託の対象として全面的に見直し、「整理合理化計画」を策定している。

しかし、国民医療の現状は、医師・看護師不足による診療科・病院の閉鎖、公立公的病院の廃止・休止などによって、地域医療が崩壊しかねない状態にあり、必要な医療を受けることができない医療難民・介護難民が広がっている。医師・看護師の配置についても、日本は欧米諸国の数分の一と極めて少なく、第166回通常国会（参議院）において、医師・看護師の増員を求める請願が全会一致で採択されている。

また、08年4月から、4疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞、糖尿）5事業（救急、災害、へき地、周産期、小児）の医療連携体制を含む新たな都道府県「医療計画」がスタートすることになっており、国立病院を地域の医療提供体制に位置づけ、地域医療の充実を図ることが求められている。地域医療と国立病院の充実について、下記の事項を要望する。

記

- 1 国立病院の廃止・縮小・民営化を行わないこと。
- 2 地域の実情と地域住民の要望に応じて、国立病院の機能強化を図ること。
とりわけ、国立南九州病院においては、災害時医療、小児医療及び慢性疾患、救急医療（OP室）等の機能強化を図ること。
- 3 医療の複雑高度化に対応し、安全でゆきとどいた医療・看護を提供するため、国立病院の医師・看護師をはじめ必要な人員を確保すること。
とりわけ、国立南九州病院の全病棟における夜間看護体制を早急に3人以上に強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年 3月27日

霧島市議会

内閣総理大臣 殿
厚生労働大臣 殿
財務大臣 殿
総務大臣 殿